

会 議 録

会議の名称	白岡町自治基本条例策定審議会（第4回）
開催日	平成23年3月25日（金）
開催時間	午後1時28分 から 午後2時31分 まで
開催場所	役場庁舎 4階 特別会議室2
会長の氏名	会 長 興 淳明
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	副会長 堀 富夫 委 員 市川憲子 委 員 岩上 賢 委 員 内山欣春 委 員 関山功一 委 員 田中幸雄 委 員 中太利明 委 員 仲丸教子 委 員 齊田洋三
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 齋藤信治
説明員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
事務局職員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会議次第	別添のとおり
配布資料	白岡町自治基本条例原案と答申案の比較 白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメント集計 白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして扱うもの 白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられ なかったもの 白岡町自治基本条例原案について（答申案）

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河野課長補佐	<p>1 開会（13：28） 開会を宣する。</p>
興会長	<p>2 会長あいさつ（13：29）</p>
興会長	<p>3 議題 自治基本条例策定審議会条例第6条第1項の規定により、興会長が議事を進行する。</p> <p>(1) 条例原案についての調査審議 ・ 事前にいただいた委員の意見と対応案について（13：29）</p>
岩楯主査	<p>事前にいただいていた委員からの意見で残っていたもの（No. 24から最後まで）について、事務局から説明を求める。</p>
興会長	<p>委員の意見とそれについての事務局案について、No. 24から最後まで説明する。</p>
A委員	<p>事務局の説明が終了した。ただ今の説明に対し、意見等があれば挙手をお願いする。</p>
A委員	<p>No. 24とNo. 25について意見を申し上げる。</p> <p>第1回審議会に行った勉強会で、町の独自性について明治大学教授が強調して話されていたのを覚えている。この自治基本条例を全国のどこかの自治体に置き換えて読むと、他の自治体と同じようになってしまい、物足りなさを感じる。「白岡町に合った条例をつくる」と事務局は言っているが、むしろ逆に独自性を入れる方が白岡町に合っていると思う。「独自性」の捉え方の違いだとは思いますが、読んで白岡町だと分かるもの、分かる文言をできるだけ検討いただけないか。次世代に引き継ぐものなので、町民が決めたことが分かるような表現を入れていただきたい。</p>

高澤課長	<p>自治基本条例の基となる条例素案の議論の際にも、独自性を盛り込みたいという議論があった。その時にも、独自性を無理に盛り込むのではなく、白岡町に合ったものが大事であるという話をさせていただいた。</p> <p>白岡町にとって初めて、公募の町民の方が一から手作りしたことが、町にとっては特徴的なことであった。内容について、無理に特徴を入れるのではなく、実情に合ったものを出していく中で、公募の委員の中には子育てに関わる方が多く、次世代という項目ができ、行政区長の方もおり、地域自治組織という項目ができたことなどの特徴が出たと思う。</p> <p>条例であるので、独自性や特徴を出すのは難しいと思うが、前文に、これからのまちづくりの方向性、町民、議会、行政が協力していくことなどが表現されている。</p>
A委員	<p>この条例を誰に訴えかけるか、それは次世代に向けてだと思う。次世代に何を引き継ぐのが重要であり、無理を承知で、町の進むべき方向性、特徴を入れていただきたいと思った。市政になるということであれば、なおさら一歩踏み出すような積極性が必要ではないかと思った。</p>
高澤課長	<p>独自性を出したいという議論は、過去につくる会でもあったし、今のA委員のご意見も提言として受け止める。ただ、この自治基本条例はまちづくりのルールであり、条文の中で独自性を出すことが難しいので、この条例を貫く理念として、町民、議会、行政の三者が協働して安全安心な地域社会を築くことを掲げ、前文で表現している。そして、町民に、町政に参画していただきたいことを規定している。公募の委員が一から条例素案をつくり、審議会にも公募の委員に入っていたので、条例で述べている協働の実践、協働の第一歩だと考えている。</p>
A委員	<p>読む側として考え、意見を申し上げた。</p>
高澤課長	<p>町民の思い描くものを前文に言葉で入れた。条文としては表現しにくい。</p>

興会長	他になければ、委員からの事前意見についてはこれでよろしいか。
出席委員	異議なし。
興会長	・前回までの保留事項について（13：52） 続いて、前回までに保留となっていた事項について、事務局に説明を願う。
岩楯主査	まず、町民の責務の修正案を説明する。
興会長	この件についてご意見等があれば発言を求める。
B委員	事務局の示す修正案の方が、すっきりとして良いのではないか。
興会長	町民の責務については、事務局の修正案のとおりでよろしいか。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	続いて、町長の責務の修正案を説明する。
興会長	ご意見があれば挙手を願う。
C委員	この修正案の方が、すっきりとして良いと思う。
興会長	特別に他にご意見がなければ先に進めたい。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	町の定義規定を削除した場合について、事務局案を説明する。
高澤課長	補足する。議会は行政を監視する機関であるので、行政と一括りに規定する

	<p>内容はいかがかと言うご意見から、定義を削除する。定義していた「町」は、13か所あり、内容を変えずに置き換えただけであることをご理解いただきたい。</p>
興会長	<p>ご意見等があれば挙手をお願いします。</p>
D委員	<p>「町」では抽象的だったので、事務局案の方が、具体的で分かりやすい。</p>
興会長	<p>それでは、事務局案でよろしいか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
岩楯主査	<p>最後に、住民投票の規定について説明する。</p>
興会長	<p>説明が終了した。ご意見等を受け付ける。</p>
E委員	<p>別に制定する条例に、年齢や割合などを盛り込むのか。</p>
高澤課長	<p>ここで規定する内容が悪いのではなく、条例の形式として、本条例と別条例のどちらに盛り込むのが適切かという意見であった。別条例を制定することを規定している。なお、別条例で規定する際には、年齢等について尊重したい。</p>
興会長	<p>他にあるか。</p>
F委員	<p>別に定めることとしている住民参画条例と同じ表現となるのであれば良いと思う。</p>
興会長	<p>他になければ、保留となっていた事項はすべて了承されたということによろしいか。</p>

出席委員	異議なし。
興会長	(2) パブリックコメントについて (14 : 10) 事務局にご説明願う。
岩楯主査	パブリックコメントを実施していた機関に届いた意見件数の集計結果と、パブリックコメントとして扱う1件の意見の要旨及び事務局の回答案について報告する。なお、パブリックコメントは、町が意見を受けて、それに対する考え方を公表するものであり、本日は報告の趣旨で説明した。
高澤課長	パブリックコメントは、町がより広く意見をいただくために実施するものである。事務局の回答案に対してご意見等があれば伺うものである。 なお、パブリックコメントとして扱うものは、町内の方からいただいた1件のみだが、他のご意見もほぼ同じであり、町外の方や同じ方から何度も、外国人の参政権についてのご意見をいただいた。
興会長	もしご意見があれば承るということだが、特になければ答申案に移りたい。
出席委員	異議なし。
興会長	(3) 答申案について (14 : 20) 答申案に移る。
高澤課長	答申案についてのイメージをお配りする。
河野課長補佐	答申に付ける鑑文について、条文に対する意見を説明する。形式と内容についてご意見をいただきたい。
高澤課長	文言についてもご意見があればお願いしたい。

<p>興会長</p>	<p>条文については専門知識が必要である。条文については、形式に基づいて修正していただき、意見については資料のとおりとし、他になければこれよろしいか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>興会長</p>	<p>町長に答申を提出する際にはどうするか。</p>
<p>高澤課長</p>	<p>委員のご都合が合えば、皆さんに集まっていただき、会長が町長に渡すことを考えている。3月31日（木）の午前中ではいかがか。</p> <p>→3月31日（木）、午前10時に庁議室に集まっていただき、小島町長に答申を提出することとなった。</p>
<p>神田主任</p>	<p>(4) その他（14：30）</p> <p>第3回会議録を配付する。発言要旨をご確認いただき、修正等があれば、3月31日（木）までに事務局へ御連絡いただきたい。</p>
<p>河野課長補佐</p>	<p>4 閉会（14：31）</p> <p>閉会を宣する。</p>

白岡町自治基本条例策定審議会第4回会議 次第

日時 平成23年3月25日(金)

午後1時30分～

場所 庁舎4階 特別会議室2

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 条例原案についての調査審議
 - ・ 事前にいただいた委員の意見と対応案について
 - ・ 前回までの保留事項について
- (2) パブリックコメントについて
- (3) 答申案について
- (4) その他

4 閉 会

白岡町自治基本条例原案と答申案の比較

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>目次 前文 第1章 総則（第1条―第3条） 第2章 町民（第4条・第5条） 第3章 議会（第6条・第7条） 第4章 行政（第8条―第14条） 第5章 参画及び協働（第15条） 第6章 地域活動及び地域自治組織（第16条） 第7章 情報の公開、提供及び共有（第17条） 第8章 次世代（第18条） 第9章 住民投票（第19条） 第10章 検証等（第20条・第21条） 第11章 補則（第22条） 附則</p>	<p style="text-align: center;">凡 例（下線の説明）</p> <p>1 修正案 ~~~~~：第5条 町民の責務の修正案 _____：第9条 町長の責務の修正案</p> <p>2 議論のたたき台（イメージ） _____：第2条 町の定義規定を削除した場合 =====：第19条 住民投票の請求ができる者の年齢など詳細を別条例で規定することとした場合</p>	
<p>白岡町では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要がある。</p> <p>白岡町では、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と町が協働して取り組んでいる。</p> <p>私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、町民主体の自治を推進するため、町政における町民の参画と協働の原則を定め、町民と町がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかねばならない。</p> <p>私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として白岡町自治基本条例を制定する。</p>	<p>白岡町では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要がある。</p> <p>白岡町では、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民、議会、行政が協働して取り組んでいる。</p> <p>私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、町民主体の自治を推進するため、町政における町民の参画と協働の原則を定め、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかねばならない。</p> <p>私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として白岡町自治基本条例を制定する。</p>	
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、白岡町における</p>		

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>自治の理念を定めるとともに、町政に関する町民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>		
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者及び町内で事業を営むもの又は活動するものをいう。</p> <p>(2) 町 議会及び行政をいう。</p> <p>(3) 行政 町長その他の執行機関をいう。</p> <p>(4) まちづくり 町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。</p> <p>(5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう。</p> <p>(6) 地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の町内で自治的な活動をしている組織をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町 議会及び行政をいう。 (2) 略</p> <p>(3) まちづくり 町民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。</p> <p>(4) 協働 町民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう。</p> <p>(5) 略</p>	
<p>(理念) 第3条 町民及び町は、白岡町の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。</p>	<p>(理念) 第3条 町民、議会及び行政は、白岡町の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。</p>	
<p>第2章 町民 (町民の権利) 第4条 町民は、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 町民は、町の保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 町民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な</p>	<p>第2章 町民 (町民の権利) 第4条 略</p> <p>2 町民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 略</p>	

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>事項を学習する権利を有する。</p>		
<p>（町民の責務） 第5条 町民は、まちづくりに関し、他者の意見及び行動を尊重しなければならない。 2 町民は、まちづくりに関し、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。 3 町民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。</p>	<p>（町民の責務） 第5条 町民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。 2 町民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。</p>	
<p>第3章 議会 （議会の責務） 第6条 議会は、白岡町の意味決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。 2 議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。 3 議会は、町民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。</p>		
<p>（議員の責務） 第7条 議員は、町民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、町民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。</p>		
<p>第4章 行政 （行政の責務） 第8条 行政は、町民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。 2 行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。 3 行政は、透明で開かれた町民主体の行政運営に努めるものとする。</p>		

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>（町長の責務）</p> <p>第9条 町長は、町政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を町民に公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 町長は、白岡町の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。</p> <p>3 町長は、<u>総合振興計画等に基づいた中長期的な展望に立ち、行政評価等を踏まえ、費用対効果を重視して、健全な財政運営に努めなければならない。</u></p>	<p>（町長の責務）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、<u>中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。</u></p>	
<p>（職員の責務）</p> <p>第10条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが町民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p>		
<p>（行政組織）</p> <p>第11条 行政は、その補助組織を、町民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。</p> <p>（危機管理体制）</p> <p>第12条 行政は、災害等の緊急事態から町民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>（国及び他の地方公共団体との連携等）</p> <p>第13条 行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。</p> <p>（行政手続）</p> <p>第14条 行政は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。</p>		

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>第5章 参画及び協働 （参画及び協働）</p> <p>第15条 <u>町民及び町</u>は、協働によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 行政は、まちづくりに関する町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。</p> <p>3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、町民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。</p> <p>4 行政は、町民の意見を町政に反映させるため、幅広い町民の参画に努めるものとする。</p> <p>5 前項に規定する町民の参画に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>第5章 参画及び協働 （参画及び協働）</p> <p>第15条 <u>町民、議会及び行政</u>は、協働によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	
<p>第6章 地域活動及び地域自治組織 （地域活動及び地域自治組織）</p> <p>第16条 町民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。</p> <p>2 <u>町</u>は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。</p>	<p>第6章 地域活動及び地域自治組織 （地域活動及び地域自治組織）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 <u>議会及び行政</u>は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。</p>	
<p>第7章 情報の公開、提供及び共有 （情報の公開、提供及び共有）</p> <p>第17条 <u>町</u>は、町民に対し説明責任を果たし、町政への参画を促進するため、町政情報を公開するとともに、町民と情報の共有を図るため、町政情報の積極的な提供に努めるものとする。</p> <p>2 地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。</p> <p>3 <u>町及び地域自治組織</u>が、前2項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>第7章 情報の公開、提供及び共有 （情報の公開、提供及び共有）</p> <p>第17条 <u>議会及び行政</u>は、町民に対し説明責任を果たし、町政への参画を促進するため、町政情報を公開するとともに、町民と情報の共有を図るため、町政情報の積極的な提供に努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議会、行政及び地域自治組織</u>が、前2項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>第 8 章 次世代 （次世代）</p> <p>第 1 8 条 町民及び町は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。</p> <p>2 町民及び町は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。</p>	<p>第 8 章 次世代 （次世代）</p> <p>第 1 8 条 町民、議会及び行政は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。</p>	
<p>第 9 章 住民投票 （住民投票）</p> <p>第 1 9 条 町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 町内に住所を有する者であって、別に条例で定める満 1 8 歳以上のものは、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から町長に住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 議会は、出席議員の過半数の議決により、町長に住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>4 町長は、前 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 町民及び町は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>（町の定義を削除した場合のイメージ）</p> <p>第 9 章 住民投票 （住民投票）</p> <p>第 1 9 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 町民、議会及び行政は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>（年齢などの詳細を別条例で規定することとした場合のイメージ）</p> <p>第 9 章 住民投票 （住民投票）</p> <p>第 1 9 条 <u>町長は、町政に関する重要事項について、町内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき、又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する住民投票を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>	
<p>第 1 0 章 検証等 （検証）</p> <p>第 2 0 条 町長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、町民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。</p>		

原 案	答申案（修正箇所のみ表示）	備考
<p>（改正又は廃止）</p> <p>第 2 1 条 議会及び町長は、この条例を改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。</p>		
<p>第 1 1 章 補則</p> <p>（委任）</p> <p>第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>		
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 9 章の規定は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。 （白岡町自治基本条例策定審議会条例の廃止）</p> <p>2 白岡町自治基本条例策定審議会条例（平成 2 2 年白岡町条例第 1 7 号）は、廃止する。 （特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。 別表白岡町自治基本条例策定審議会の部を削る。</p>		

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメント集計

(2 / 10 ~ 3 / 11 実施)

パブリックコメントとして扱うもの

必須要件(住所、氏名、区分、意見)があるもの

以下のものをカウント

- ・住所については枝番まで
- ・氏名についてはフルネーム
- ・区分については「その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者(利害内容)」を選択した場合は、具体的に「利害内容」の記入があるもの

メール	1
合計	1

白岡町民(白岡町に住所を有する者)

参考

手段別受付件数

パブリックコメントとして扱うもの、そうでないものの合計

以下のものを除いた件数

- ・パブコメとして認めていない手段のもの(電話)
- ・同一人物と特定したもの
- ・実施期間外のもの

メール	32
FAX	1
合計	33

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして扱うもの

2 / 10 ~ 3 / 11 実施

NO	手段	ご意見・ご提言(原文のまま)	左記の要旨	回答案
1	メール	<p>本条例案では「参画・協働」という言葉が多用されており、選挙で選ばれてもいない一般市民が地方政治に介入できるとされています。これは事実上の直接民主制を取り入れたものです。しかし、日本国憲法に定められた日本の政治制度は代表民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は例外的なものに限られます。</p> <p>また憲法には、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。</p> <p>実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある町民と、そのようなゆとりのない町民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることになります。</p> <p>したがって、条例で町民の直接的な政治参加を定めた本条例案は違憲であり、また平等な政治参加という面でも不適切であることから、廃案とすることが相当と考えます。</p> <p>広く市民からの意見を募集する機会を設けるから不平等ではないと言うかもしれませんが、いくら意見募集をしても自治体に都合の悪い意見に対しては自治体側の一方的な見解を押し付けるだけであり、自治体が市民の声に耳を傾けようとしなない場合がほとんどであるのが現実です。</p> <p>もし今回も市民の反対の声に耳を貸さず強行にこの計画を進めるなら、それはこの計画が市民のためではなく、少数派の市民活動団体とそれに取り込まれた自治体側の都合によって作られた、住民軽視の計画であることの何よりの証明になります。</p> <p>仮に廃案にしないとしても、町民等の定義では日本国籍を持つ者に限ると明記されておらず、町政に参加できる町民等に外国人を含むと解釈することもできます。このことは憲法の国民主権の原理に反することはもちろん、日本国民よりも外国人に有利になるよう町政がコントロールされる可能性も出てきます。</p> <p>そして、町内で活動していれば、国籍を問わず町外に住む者、町外の活動団体も町政に参加できる可能性もあり、本来の主権者である町の住民の権利侵害につながります。</p> <p>さらに本条例案では町民は町の情報も共有できることになっていますが、区域外住民や外国人に情報提供すれば、危機管理の面で極めて危険です。</p> <p>町政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきです。この計画が外国人の政治参加を盛り込んでおり、国益を損なう恐れがある以上、外国人に選挙権を与えるものではないから問題ないという考えは間違いであり、全く言い訳にはなりません。</p> <p>住民投票についてですが、本条例には住民投票について定めるべきではありません。この制度は国政にも影響を与えかねない重大なものであるにもかかわらず、実施される要件次第では濫用される恐れがあります。また実施には多額の予算も必要になります。このような制度を設けるべきかについては、住民が十分な議論をする機会を別に設け、改めて民意を問うべきです。本条例案には住民投票について規定しないことを求めます。</p> <p>仮に住民投票制度を設けるとした場合には、投票権者は日本国籍を有する二十歳以上のものとすべきです。それ以外の者は、日本という国全体の在り方を見据えた地方政治の在り方を考える能力が備わっていないからです。また外国人に投票権を与えれば、日本国民のみで投票した場合と比べて投票結果が変わる可能性もあり、主権者である国民の意思決定権に対する重大な権利侵害となります。</p> <p>未成年にも直接民主制による参政権を与えられているようです。しかしそもそも直接民主制が不適切である上に未成熟な者に参政権を与えるというのは地方行政というものを軽く見すぎています。自治体に取り組むべきは議会の活性化と議員の資質向上であり、法的秩序と常識を逸脱した方策を取るべきではありません。</p> <p>さらに本条例は他の条例などに整合性を求めており、事実上の最高規範性が与えられています。法的根拠の説明がありません。他の条例と何ら変わりのない条例が他の条例に整合性を要求できる法的根拠が説明できない限りは、この条例制定は違法であり廃案とすべきです。</p> <p>意見募集結果発表の際にいくら必要性を強調しても国益や住民の利益に反する政策実施の危険性がなくなるわけではなく、必要性があるというのは理由になりません。この計画は間違いなく国民の利益、そして町の住民の利益を損なうものです。廃案とすることを強く求めます。</p> <p>意見は以上です。</p>	<p>国民の利益、そして町の住民の利益を損なうものなので、本条例案を廃案とすることを強く求める。</p> <p>〔その理由〕</p> <p>日本国憲法に定められた日本の政治制度は代表民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は例外的なものに限られ、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められていることから、<u>本条例案で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となる。</u></p> <p>実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある町民と、そうでない町民との間に、政治参加の機会の不平等が生じる。</p> <p>本条例は他の条例などに整合性を求めており、事実上の最高規範性が与えられているが、他の条例と何ら変わりのない条例が他の条例に整合性を要求できる法的根拠がない。</p> <p>仮に廃案にしないとしても、町政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきである。</p> <p>〔その理由〕</p> <p>町民等の定義では町政に参加できる町民等に、町内で活動していれば国籍を問わず町外に住む者、町外の活動団体も町政に参加できるので、憲法の国民主権の原理に反することはもちろん、日本国民よりも外国人に有利になるよう町政がコントロールされる可能性や、<u>本来の主権者である町の住民の権利侵害の可能性</u>がある。</p> <p>本条例案では町民は町の情報も共有できることになっているが、区域外住民や外国人に情報提供すれば、危機管理の面で極めて危険である。</p> <p>本条例案には住民投票について規定しないことを求める。</p> <p>〔その理由〕</p> <p>この制度は国政にも影響を与えかねない重大なものであるにもかかわらず、実施される要件次第では濫用される恐れがあり、実施には多額の予算も必要になるため、制度を設けるかについて住民が十分な議論をする機会を別に設け、改めて民意を問うべきである。</p> <p>仮に住民投票制度を設けるとした場合には、投票権者は日本国籍を有する二十歳以上のものとすべきである。</p> <p>〔その理由〕</p> <p>外国人に投票権を与えれば、日本という国全体の在り方を見据えた地方政治の在り方を考える能力が備わっておらず、<u>主権者である国民の意思決定権に対する重大な権利侵害</u>となる。</p> <p>未成年についても、そもそも直接民主制が不適切である上に未成熟な者に参政権を与えるというのは地方行政というものを軽く見すぎであり、法的秩序と常識を逸脱した方策を取るべきではない。</p>	<p>日本国憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、ここで言う「地方自治の本旨」とは団体自治と住民自治を指すと言われています。</p> <p>自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例です。そして、町民、議会、行政それぞれの役割と責任を担いながら、参画と協働によるまちづくりを進め、安全安心で暮らしやすい地域社会を築いていこうとするものです。</p> <p>住民主体の自治を推進するために、町民の町政への参画を促進し、町民の意向を把握するよう努めるものですので、直接民主制について規定してはおりません。</p> <p>次に、外国人に関するご意見ですが、この条例原案で町民の定義を広くしておりますのは、この地域に住む皆様のみならず活動される皆様の協力をいただくことが、これからの住民主体のまちづくりにとって重要であるとの認識に基づくものであり、町政への参画等につきましては、参政権とは別の問題であると考えております。</p> <p>また、住民投票についてですが、この条例原案では、住民投票に関する詳細な事項を別に条例で定めることとしており、外国人参政権との関係から様々な議論があることは承知いたしておりますが、ご意見も参考に今後検討させていただきます。</p> <p>なお、住民投票が濫用されるとのご懸念については、町政に関する重要事項に関するものについて住民投票が行えるよう議論しているところであり、また、18歳という年齢につきましては、国民投票法を参考としたものです。</p>

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

NO	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
1	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。更に男女共同参画にも勿論 反対と強く抗議しておきます</p>	
2	メール	<p>自治基本条例と住民投票に同時に絶対反対のメールを送ります。 国際社会において外国人に政治に参加させようなどと言ってる国は殆どありません、あるのはEUなどの地域経済が統合されているごく一部の地域のみでしかも相互的に認めているのです、例えばドイツ人はフランス国の、フランス人はドイツ国の参政権があるといった具合です。更に、この条例のように外国人なら誰でも認められているというわけではありません認められているのはEU市民に対してのみであり、日本人やアメリカ人などEUでない国の人間には参政権は認めていません。 そして、日本国憲法第15条第1項には「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と書かれています、よってこれらの政策は明確な憲法違反です。また、男女共同参画にも反対します。 この法案は12月の末に国民の反対意見が圧倒的であるにも関わらず 民主党の閣議決定で推進されている亡国政策です。 多くの国民が反対であるにも関わらず岡崎トミ子などの議員が急行採決しようとしている法案です。 岡崎トミ子は国費を使って韓国で反日デモに参加したとんでもない議員です。断固反対です。彼らの目的は戸籍の廃止、家族解体、子供たちへの過激な性教育、ひいては日本の解体です。 しかも費やされるお金の額が半端ではありません、その額は8兆～9兆円といわれています。 私はこちらの土地の者ではありませんが この国の安全保障が脅かされている今現在において決して他人事で済ますことは出来ません。</p>	
3	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。更に男女共同参画にも勿論 反対と強く抗議しておきます</p>	
4	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。 こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。 ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしてるじゃないですか。 ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。 地方だからいいということはありません。 地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。 公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。 更に男女共同参画にも勿論 反対と強く抗議しておきます。 私はこちらの土地の者ではありませんが 日本国の安全保障が脅かされているので地方から崩れてもってはたまらないという国民としての大きな利害、権利、義務を有する者と判断していただきます。</p>	
5	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 まちづくりや協働や、言葉はどうあれ、そもそもこれらはすべて違憲です。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。 こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。 皆さま方におかれましては、公僕の責任と倫理観をしっかりと意識して頂きたいと強く意見します。 私はこちらの土地の者ではありませんが、同じ日本国に住む者として国民としての大きな利害、権利、義務を有することから反対意見を送ります。 ！！！！ 『市民の定義について 全て、「外国籍の外国人を除く」を明確に記載する。 参画と協働について 市民が参加できるという箇所は全て、「外国籍の外国人を除く」を明確に記載する。』 ！！！！ 以上を意見提出とします。</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
 必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

NO	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
6	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。更に男女共同参画にも勿論 反対と強く抗議しておきます</p>	
7	メール	<p>男女共同参画 絶対反対意見 この法案は12月の末に国民の反対意見が圧倒的であるにも関わらず 民主党の閣議決定で推進されている亡国政策です。20-30代の六割、50代の九割の国民が反対であるにも関わらず 岡崎とみこが「国民が反対してもやる」と暴言を吐いた闇政策です。断固反対です。彼らの目的は戸籍の廃止、家族解体、子供たちへの過激な性教育、ひいては日本の解体です。地方の議員が反対に立ち上がるだけの見識を備えて欲しいです。私はこちらの土地の者ではありませんが 日本国の安全保障が脅かされているので地方から崩れてもらってはたまらないという国民としての大きな利害、権利、義務を有する者と判断していただきます。自治基本条例と住民投票にも同時に絶対反対メールを送ります。 自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。更に男女共同参画にも勿論 反対と強く抗議します。 男女共同参画のどこがわるいか 1.まず9兆円:基本計画だけで平成14年度の施策予算は934億円 こんなもので驚いてちゃ駄目よ なんと男女共同参画課局には8兆7000億円という、国家予算の9分の1、国防費の2倍という破格の金が使われている！ これ、手始めに、ですよ。すんごいお金を吸血鬼のように吸い続けるのよ モタナイよ?日本!! 2.フェミニズム、ジェンダーフリー思想に基づいている'でも、男女共同参画って、一体何なの？ 言葉を聞いて一般に連想する「男性と女性が協力しあって国をよくしていく」ではないのだ。誤解。例:愚かを通り越して呆れるしかない、国の予算で作成された子育て支援の冊子『未来を育てる基本のき』。これには「子育て支援はジェンダーフリーで」と書かれ、男以上 男女共同参画に断固反対します。</p>	
8	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。更に男女共同参画にも勿論 反対と強く抗議しておきます</p>	
9	メール	<p>外国人に参政権を与えないください。 自治基本条例について一言申し上げます。 在日外国人に投票権を与えるべきではないと思います。一度投票権を与えれば外国人の意向を無視できなくなります。 もし国境の島で投票権を与えれば島は外国に奪われる可能性も否定できません。 ことは白岡町だけの問題ではありません。他の地方にも波及する恐れがあります。 竹島 北方領土は奪われ尖閣も中国に奪われようとしています。日本の森林を中国資本が狙っています。 納税と投票権を関連づける人が居ますが、納税と投票権は関係ありません。 納税の有無で投票権が付与されるなら生活保護受給から投票権を奪わなければ理屈が通りません。 投票権は白岡町に住む日本人に限るべきです。外国人に投票権を与えないください。国民主権を守ってください。</p>	
10	メール	<p>市民ではありませんが、あえて言わせていただきます。これは日本全体に危険を及ぼす条例だからです。 形を変えた外国人参政権、反対です。外国人にも投票の資格を与えてしまっているのは大問題です。日本の各地で市民を騙して既に似た条例を制定している愚かな自治体もありますが、これからやるところだけでもやめて欲しいのです。既に制定した市でも本当はどうにかしてやめさせたいです。 地方の都市ならいいだろうと甘い顔をすると調子に乗ってあれもこれもと集ってきます。そんな人ばかりではないと善人ぶっても事実なのです。日本に多い外国人は反日の中国人と韓国人なんですよ。差別されたといっちは甘い汁を吸い、自称被差別者なのに日本から出て行かないどころが増殖する。追い出されて当然の人達なのに、ばかみたいに特権を与えまくった結果日本人が損をする。損をするだけならまだしも、危険な目にある確率も高いのです。 外国では、人権だなんだとやかましい偽善者のおかげで外国人に権利を与えたり移民を受け入れた結果とんでもないことになっています。最近では、ドイツのメルケル首相やイギリスのキャメロン首相が「多文化共生は失敗」と言っています。オランダが既に取り返しがつかなくなっていますし、伊・仏・加・豪も中韓によって酷い目にあっています。 もう少しお勉強なさってはいかがですか。市民と日本国民のことをちゃんと考えて下さい。あなた方は市民の安全を守る立場なんですよ。市政をあずかる立場を忘れないで下さい。</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

NO	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
11	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込んだり、外国人が市民として委員会に参加したり住民投票をするなどの危険を許すわけにはいきません。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入は、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 外国人の参加を容認する政策もどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。 日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の成立を大きく左右する問題。滅亡しますよ、日本人。 在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。 ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。 あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている反日教育の中国、この中国と軍事協定を結び、北方領土を占拠しているロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのか、市議会はなぜ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。 下記動画を見てください。グッター化した街は移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか？ 欧州では「共生」は失敗だったと認めているんですよ。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか？こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのに あなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか、どちらも売国奴のそりしは免れませんよ、断固反対です。 こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっているのではこちらに意見を投稿する権利があると判断します。心して外国人に投票の権利を与えないように。差別はいけないというレベルの問題ではありません。国家国民の存亡が関わっている非やがてベルギー人のいなくなる町 ベルギーの首都ブリュッセル http://www.youtube.com/watch?v=eXKSQ8lxwDU 3分 こうして治安は崩壊し、国家は死に至る ベルギー ブリュッセル http://www.youtube.com/watch?v=qAOxOKWW0IM 5分 ようこそ現実のスウェーデンへ http://www.youtube.com/watch?v=6DD9Wsnrhxw オランダの悲劇 多文化共生がもたらしたもの http://www.youtube.com/watch?v=r_RfSzawKUQ&feature=related 移民たちは決して同化しないのです。彼らは日本国籍を取ることを一種の手段にし、日本文化に対する愛国心・忠誠心などまったく無く、彼らの最終的な目標は朝鮮や中国人にとって日本を暮らしやすい国にしていくことです。 だから中国人租界というものをあちこちに作って行き、日本人は淘汰されます。地方だから大丈夫なんてことはありません。どっと移り住んできて盗られ、そしてついに国が減びるのです。断固反対です。もっと勉強してくれないと国が減びます。</p>	
12	メール	<p>白岡町自治基本条例に反対です。 反対する理由は、「市民投票」(住民投票)の投票資格者が定住外国人を含む18歳以上だからです。 市政といえども政治が外国人に影響されることは避けなければなりません。 日本の政治は、日本国民によって行われるべきであり、外国人によって重要事項の決定が左右されてはいけません。 地方の政治も、国防や治安維持などの安全保障問題、教育問題などにおいて、国政と密接に関わっており、外国人の影響を受けてはいけません。 実際に地方政治は、沖縄の普天間飛行場移設先とされていた名護市の選挙などが重要だったように、我が国の安全保障、ひいては領土などの問題にも影響を及ぼします。 日本国憲法においても、15条や93条において、参政権が日本国民にあり、外国人にはないと定めています。 また、政治資金規正法は、我が国の政治や選挙が外国人や外国の勢力から影響を受けないようにする趣旨から「何人も外国人から政治資金に関する寄付を受けてはならない」と定めています。 もしも、「市民投票」(住民投票)の資格を外国人にも与えた場合、寄付以上に直接的に日本の政治や選挙に外国人の影響を与えてしまうことになり、国益を損ねます。 最後に、「外国人であっても税金を納めているのだから住民投票資格を付与すべき」と主張する向きもありますが、外国人でも住民として行政サービスを受受するために納税は当然であり、住民投票資格とは別問題です。 それに、納税を理由に住民投票資格を付与すれば、逆に納税していない者からは住民投票資格を剥奪しなければならなくなります。 どうしても住民投票資格がほしいければ、日本国籍を取得し、日本国に忠誠を誓えば良いのです。 他県からすみません。もう一度再考し、住みよい白岡町を目指して下さい。</p>	
13	FAX	<p>断固反対です 自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えて”まちづくり”とか”協働”などと言っても、そもそもこれらはすべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにはいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が減ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ無知でしょう。 地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。更に男女共同参画にも勿論、反対と強く抗議しておきます。</p>	
14	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらは すべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、NPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにはいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。ヨーロッパでは差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が減ぼうとしてるじゃないですか。ましてあからさまな侵略を企てている中国や朝鮮、ロシアという野心と執念の国々に囲まれているのに 何たる軽率、危機感の無さ 無知でしょう。 地方だからいいということはありません。地方だからこそ乗っ取られてしまうじゃないですか。公務員たるあなた方は一体 責任と倫理観は無いのですか。 日本の根幹を揺るがす悪法の制定を、断固阻止・反対します。</p>	
15	メール	<p>内容を読んだところ必要性を全く感じません。現状のままがベストであるとおもいます。 必要性を強調しても国益や住民の利益に反する政策実施の危険性がなくなるわけではなく、必要性があるというのは理由になりません。この計画は間違いなく国民の利益、そして町の住民の利益を損なうものです。変更もしくは中止することを強く求めます。</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
 必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

NO	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
16	メール	<p>地方自治法には、行政・議会・住民投票のことを事細かに書かれているので、わざわざ審議委員にお金を払ってまで白岡町独自の最高規範とされている自治基本条例は不要と考える。</p> <p>また、自治基本条例の請求権(投票条例)についても言及させて頂きたい。そもそも、仕事や家事で中々政治に携われない人間がほとんどであるから、白岡町も例外無く原則として、「代議制」を用い、自分の意思を代議士(町会議員)に信託し、間接的に政治に携わっている。また、急を要する住民の要望は、議会の「請願と陳情」をもって、議会にはかられるように制度設計されており、そこで町長と議会が議論を尽くし、住民の利益になるか不利益となるかを決定していく。もしこの他に「請求権」をつくると、町長・議会も不要。全て、住民の直接投票によって政治がおこなわれるようになる。時として、住民の要望がマスメディアによって、誤った誘導をされ、直接的に住民が決めたのだから、取り返しのつかないことが生じる。</p> <p>また、町民の責務や投票に参加するというのは、平時徴用の疑いがあり、憲法違反の恐れがある。</p> <p>憲法違反となった場合、白岡町にこの条例を推進しようとしている町外の有識者は責任を取るのだろうか？ そうなった場合、町と町長と議会が責任を負うことになることもしっかりと頭に入れて頂きたい。</p> <p>従って、白岡町の自治基本条例には反対である。</p>	
17	メール	<p>本件について、強く反対致します。</p> <p>本原案を読ませていただきましたが、人権侵害・差別が現在当町でどのような問題になっているのかさっぱり分かりません。</p> <p>そのため、なぜ、何をどう推進したいのか、その必要性もよく分かりません。</p> <p>昨今、問題となった「人権擁護法案」と極めてよく似たものと思えませんが、外国人の人権について言えば、多文化共生はすでにヨーロッパで失敗に終わり、ヨーロッパ各国は治安悪化に陥っています。</p> <p>もし日本でも多文化共生を取り入れれば日本の治安は確実に悪化していきます。</p> <p>日本ではヨーロッパの失敗例に学ぶべきです。</p> <p>以上、強く反対いたします。</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

NO	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
18	メール	<p>白岡町自治基本条例原案 について 町民に国籍条項を設けるべき。 外国籍の方には参加を遠慮して頂かなければ、日本人の為の計画では無くなってしまう。 「白岡町の最高規範として白岡町自治基本条例を制定」というが、この「最高規範」という言葉は非常に恐ろしく、削除すべきである。 条例が法律や憲法を超越して、「最高規範」に成り得るはずが無い。 「地域社会が抱える課題の解決」というが、この課題の内容については、テーマを市長や議会で絞らないと、後で取り返しのつかないことになる。 自治労などの職員と、特定の政治的なイデオロギーを持つNPOや市民団体が結託して、本計画案を最高規範として、過去の条例を無効としたり、将来の条例も縛りを加えようとするかもしれない。 「地域自治組織」とは、町が設置している行政区から発展してきた自治活動や自治会、ボランティア団体やNPO法人など、地域において自治的な活動を行っている組織と解説があるが、上記の様に特定の政治的なイデオロギーを持つNPOや市民団体との区別が難しい。 第4条の解説「町民が、まちづくりに参画する権利を有することを明確にするものです。また、町政への参画を具体的に保障し…」 町民が、まちづくりに参画するためには、町が保有する情報を知り対等な立場で参画することが必要であるため規定したものです。また、この権利を担保するものとして「白岡町情報公開条例」があります。」とあるが、これらは、非常に怖い文章です。 参画できないと訴えられたら、どうするんですか？ 町民と行政が対等とは、大きな間違いです。 また、情報公開条例の内容は詳しく知りませんが、プライバシーなどの問題も有り、町民が何でも知れる立場にあるというのは、非常に恐ろしい事である。 第6条 議会は、白岡町の意味決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。 とあるが、前述したとおり、「最高規範」の本条例に縛られて、議会は身動きが取れなくなり可能性がある。 非常に危険な条項である。 第8条 行政は、町民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。 とあるが、前述したとおり、「最高規範」の本条例に縛られて、行政は身動きが取れなくなり可能性がある。 非常に危険な条項である。 第15条の2 行政は、まちづくりに関する町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。 前述の様に特定の政治的なイデオロギーを持つNPOや市民団体からの意見は、全体的な町を代表するような意見ではない。 尊重するに当たらない意見を、尊重しなくてもよい。 第15条の4項の解説 ここでいう町民の参画は、地方自治法第202条の3第1項で規定されている附属機関や、町長等が任意で設置する審議会等に、町民が委員として参画することを意味しています。 附属機関等の委員は、それぞれの設置目的等に照らして支障の無い範囲で、原則として公募を取り入れ、また、「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、幅広い人材を選任する必要があります。 公募という美名の下に、自治労関係者や、特定の政治的なイデオロギーを持つNPOや市民団体から人が入り込み、めちゃくちゃになります。 本条例にて設置されるだろう「地域づくり組織」や「地域協働推進連絡会」等の組織を上記NPOや市民団体が牛耳り、そこに予算をつけさせようとする。 私に言わせれば、「地域協働推進計画」利権の誕生である。 混乱した鎌倉市での経緯 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/jichi/yushi-01.pdf http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/jichi/yushi-02.pdf をダウンロードして読んでいただきたい。 一部、抜粋する。本年2月13日の全体会では、対案の趣旨説明も行われないうちに、策定委員会の素案大綱(案)を市民会議の活動の「成果」として行政に提出することを求める動議が突然出され、しかも市民会議の全会一致の原則を基本とする「会則第6条」、いわざるを得ません。 市民会議のメンバーは、市の公募に応じて集まったに過ぎず、選挙で選ばれた市長や議員のように市民を代表する立場にはなく、このような市民会議におけるいわゆる「多数意見」を鎌倉市民の多数意見と見なす根拠もありません。また、条例制定権者である市として提出すべきであり、今回のように市民が市民の意見を封じるかのようなやり方は、民主主義を危うくするもので社会正義にも反します。 第9章 住民投票 について 全国の自治体で「常設型住民投票条例」なる条例が次々と制定され、一定以上の署名数で議会を経ずに住民投票が実施でき、更には少なくとも36の自治体では既に外国人にまで投票権があります。 事実上の「外国人地方参政権」とも受け止められかねないので、強く反対します。 反対理由1:「常設型住民投票条例」の投票権を外国人にも与えることは、事実上の「外国人地方参政権」を付与することと同義であるから、わが国の政治、地方自治において、日本国家と運命を共にしない外国人の意見を取り入れる必要はありません。 多くの場合、それは決して日本人の有利には働きません。 現に、わが国では来日したばかりの外国人に「生活保護」を給付し、「子供手当」については外国人が本国に残してきた子供にも支給し、「高等学校無償化」により反日教育を行う朝鮮学校までもをその対象とするなど、相次ぐ外国人への「友愛」政策に、心あるこの上、地方自治とはいえ、外国人が政治に関与するとすれば、学校教育、治安の維持、地域によっては防衛問題に至るまで、日本国民の生活の根幹を揺るがす事態を招きかねません。 昨年3月までに、35の県議会が外国人参政権付与に反対の決議がなされています。 「常設型住民投票条例」についてはまだほとんど知られていないがために、反対の声もそれほど多くは届けられていないと思いますが、外国人が投票できるとあらば、外国人に大きな活力を与える一方でその自治体は日本人にとって住みにくい自治体となり、居住を敬遠され、住民の地方税の納税意識や自治体への協力意識が低下することは避けられず、自治体の運営に影響が出ることは必至です。 良識ある国民なら、日本人だけで日本の政治を決定したいと考えるのが常識でしょう。 反対理由2:そもそも、「常設型住民投票条例」自体が地方議会、また地方議員の存在を無視する悪条例であると考えられるから、一定数以上の署名により、議会を経ずに住民投票が可能となり、住民投票条例自体の権限が拡大しようものならば、議会そのものや、日ごろ自治体のために奔走して下さる地方議員は著しくその存在意義を低下させるものである。</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

NO	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
19	メール	<p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。 言葉を変えてまちづくりとか協働とかなんとか言っても、そもそもこれらはすべて違憲だからです。 外国人が市民として委員会に参加したり住民投票したり、左翼のプロ市民などのNPOを装った政治団体が地方の政治に入り込むなどの危険を許すわけにはいきません。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので絶対的な憲法違反です。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわけが無く、主権者である日本国民に対するの重大なる裏切り犯罪行為です。 選挙で選ばれてもいない素人の政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害です。 このような政策すべてを廃案にすることを強く求めます。</p>	
20	メール	<p>条例に上下関係をつけることに反対。今後想定外の問題に対応できなくなる恐れがある。柔軟性に欠ける。 町政に参画できる権利を他市住民に保障するのは賛成できない。町の情報を他市住民にまで権利として与えて欲しくない。 また、個人以外の団体には、必ずしも善意の団体が参加するとは限らない、常識を逸脱した宗教団体、政治団体、暴力団が紛れる可能性も否定できない。団体に町政に参画する権利を与えることには反対。 当町住民が選挙で選んだ議員が、他市住民の意見までも尊重して議事に望むというのは考えられない。他市住民にまで誠実に職務を遂行されるのは、当町民として納得のいくものではない。 もし、他市住民にまでそんなことを保障するのなら、当町住民にも他市で同じ権利を与えられるべきである。 町民の税金で他市住民にまで行政が行われ、ニーズにもこたえるなんて有り得ない。 町長が白岡町の統轄代表者として、他市住民に職務を遂行するなんて有り得ない。 災害時にまで何処にいるか分からない他市住民にまで命はともかく財産まで守るなんて不可能。 帰る場所が他市にある町民にまちづくりに参加するにも限界がある。当住民が築き上げたものまで他市住民に否定されることが起こったら、町はどちらを守るつもりか？ 地方自治法を出した部分については、地方自治法においての住民のは住所を有する日本人(判例)とされているので、地方自治法に反するので違法性も疑わしい。 活動を支援するとあるが、他市住民の活動、宗教団体の活動、政治団体の活動、暴力団の活動にまで、当町の予算から支援するなんて有り得ない。 町長の独断、住民の請求、議会の請求、いずれにせよ、必ず実施しなければならない常設型住民投票条例は、実施される毎に相当な予算がつき込まれることを考えても現実できではない町の存続に関わる。議会で審議される形の個別設置型にすべきである。 また、住民の中には外国人が含まれる可能性もある、領土問題で対立する国の住民に請求権及び投票権は絶対に付与してはならない。自分で責任を負えない未成年を含むことも考えられない。考えが浅い。 見直しの文もあるが、こんな町民軽視の条例は施行されるべきではない。白岡町に住む町民(日本人)のみに権利を保障する内容にならないのであれば、廃案しかないとと思う。 超町の政策は市町村が独自で展開するべきことではない。まちづくりは誰でも参加できて良いと思うが、権利を保障されるのは当町民(日本人)以外は有り得ない。</p>	
21	FAX	<p>自治基本条例の制定に反対です。 これは、外国人や市民団体の政治介入を許す政策であるからです。 外国人の政治参加というものは、まだ国民の間でも議論が煮詰まっておらず、外国人の選挙権についても、最高裁判所は認められないという判決を下しております。 その事実を考えると、条例によって外国人参政権を認めるためには、憲法には違反しないのか、国民の意思にかなったものなのかなど、時間をかけて十分に議論する必要があると思います。 日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の成立ちを大きく左右する問題です。 こんなお粗末な条例が成立すれば日本は滅亡します。 在日中国人、朝鮮人が半日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。 一体、あなたがたは何を考えているのですか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのでしょうか。 これは、主権を揺るがす、明確な憲法違反です。 ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。 あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている反日教育の中国、この中国と軍事協定を結び、北方領土を占拠しているロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのですか。 市議会はなぜ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのでしょうか。 移民に乗っ取られ、既に警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか？ 欧州では「移民との共生」は失敗だったと認めているんですよ。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか?こんな明らかな人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのにあなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。どちらも売国奴のそしりは免れませんよ。 こんな日本人を馬鹿にした、ふざけた条例には断固反対です。 こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く関わっているのでは私はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。 絶対に外国人に投票の権利を与えないでください！差別はいけないというレベルの問題ではありません。 国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。 今すぐ廃案にすることを強く要求します。</p>	
22	メール	<p>外国人参政権の付与は断固として反対です。 このような動きを国民が知ったことで、民意が打倒民主党、打倒反日組織と傾くのは間違いありません。 外国人と言っても中国・韓国人優遇なわけですから、彼等の性格や正しい歴史をネットを駆使して勉強すべきです。 少なくとも左翼志向の強い有識者をその話し合いの場に招聘してはいけません。 この制度が通ったときには日本各地で日本人のクーデターやデモが多発する恐れもあります。 日本の国益になることをやってください。</p>	
23	メール	<p>自治基本条例については断固反対する。 具体的な権限、対象者、影響範囲、議会との関係が極めて曖昧。 法的根拠も示されていない。 以下の通り。 1.町民の定義がない。国籍条項がなく(実質的な外国人参政権である。憲法、地方自治法に違反する。 2.議会の役割を軽視している。自治という美名の下、いわゆる一部のプロ市民や宗教団体、民団や朝鮮総連等の外国人勢力の意見が大きく扱われる危険性が大。職業に携わる一般市民は選挙で選ばれた議員に立法を委託しているが、自治基本条例では一部勢力団体が不当に立法、行政に直接介入を招く危険がある。 3.地方自治といっても国政と極めて関連する。教育、安全保障に関わる施設、外国人土地所有、在日への福祉優遇策等影響は大である。</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
 必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

N O	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
24	メール	<p>白岡町自治基本条例原案に対する意見</p> <p>日本国憲法前文に「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し.....」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られます。よって、第5章はこれに反します。</p> <p>また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められています。そして、法律で定められた直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることになります。従って、直接民主的な規定は、法的にも、実質的にも認められません。</p> <p>この事からも、本条例案は廃案が相当であると考えます。</p> <p>それ以外にも、第2条の市民の定義では国籍について明記されておらず、市政に参加できる市民等に外国人を含むと解釈することもできます。このことは憲法の国民主権の原理、前文と第1条に「主権は国民に存する」と明記されており、市政に参加できる市民に外国人を含めることはこの憲法の原理に反し、認めることができません。さらに外交問題や国防問題にまで外国人が介入できることとなり、日本の主権を脅かすものです。</p> <p>さらに第7章には、市内で活動していれば、国籍を問わず市外に住む者、市外の活動団体も市政に参加でき、さらに情報も共有できることになっています。このことは、本来の主権者である市の住民の権利を弱めるものです。また、域外住民や外国人に情報提供すれば、危機管理の面で極めて危険です。昨年の尖閣事件や朝鮮半島情勢、そして近年増加している外国資本による土地の買収など、外国からの脅威に対する不安感が高まっています。このような情勢を考慮すれば、やはり自治体の意思決定に際し外国人の意見を取り入れることは、住民の意思に反すると言わざるを得ません。</p> <p>市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきです。</p> <p>第19条の住民投票についてですが、本条例には住民投票について定めるべきではありません。この制度は国政にも影響を与えかねない重大なものであるにもかかわらず、実施される要件次第では濫用される恐れがあります。また実施には多額の予算も必要になります。このような制度を設けるべきかについては、住民が十分な議論をする機会を別に設け、改めて民意を問うべきです。本条例案には住民投票について規定しないことを求めます。</p> <p>仮に住民投票制度を設けるとした場合、投票権者は日本国籍を有する二十歳以上のものとすべきです。それ以外の者は、日本という国全体の在り方を見据えた地方政治の在り方を考える能力が備わっていないからです。また外国人に投票権を与えれば第18条には未成年にも直接民主制による参政権が与えられているようです。しかしそもそも直接民主制が不適切である上に未成熟な者に参政権を与えるというのは地方行政というものを軽く見すぎています。自治体に取り組むべきは議会の活性化と議員の質。さらに前文には本条例は他の条例などに整合性を求めており、事実上の最高規範性が与えられていますが、法的根拠の説明がありません。他の条例と何ら変わりのない条例が他の条例に整合性を要求できる法的根拠を説明してください。</p> <p>仮に根拠がなくても最高規範性を与えたいのであれば、本条例案の必要性だけでなく、上に述べたような問題点やデメリットも合わせて村民に周知させ、それでもなお最高規範性を与えても構わないかを問うべきです。</p> <p>本条例の制定を急ぐあまり、住民の意思とはかけ離れた内容にならないためにも、必要性だけでなく問題点についても周知徹底させたくえで住民の理解が得られなければ、最高規範性の裏付けを与えることはできません。意見は以上です。</p>	
25	メール	<p>「外国人にも住民投票請求権」に反対します。特に在日朝鮮人は、戦後のどさくさで特権を得ている。更に韓国では選挙権を持ちつつ、日本国でも参政権を寄越せは違和感有り。そんな日本選挙権が欲しければ日本に帰化すれば良い。何を血迷ったか、韓国の徴兵逃れと、財産没収に窮して、民主党を傀儡にして参政権まで手に入れて、日本を愚弄するものだ。多文化共生は嘘だ、日本の国に馴染むのが道理なのに横槍ばかりなり。住民投票請求権は絶対認めるな。</p>	
26	メール	<p>白岡町自治基本条例案について問題と思う点を、下記の通り述べさせていただきます。</p> <p>ここ数年の間に全国の地方自治体において、同様の条例制定の動きが急速に広がっている事をネットで知りました。私は白岡町の町民ではありませんが、言うまでもなく地方自治体は国を構成する一部であり、本条例が制定される事の影響は対象地域のみならず、私達の生活にも重大な影響が及ぶ(利害関係者)との立場から意見を述べさせていただきますと思います。</p> <p>問題と思う理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.自治基本条例についての周知活動、議論が十分になされていない事、町民生活に影響が大きい条例であるにも拘らず、多くの町民が、内容も含めこの条例制定の動きについて知らず、条例制定が町民多数の意志であるという根拠がない。 2.一条例であるにも拘らず「最高規範」と位置づけられている根拠がない、法体系上では個々の条例に優劣や高はないにも拘わらず、最高規範と位置づける根拠が説明されていない。 3.「参画」「協働」という言葉を使い、直接民主制を取り入れてしまっている事、憲法に定め得られた間接民主制の原則に反する。 <p>私達は投票行動によって意思表示をし、政治に参加している。もし直接民主制を取り入れてしまえば、町政の制作形成の過程に参加する時間的余裕のある人とそうでない人との間に、政治参加の機会に不平等が生じる。一般的な町民は仕事や家事に忙しく、なかなか参加できないのが現実。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.「町民」の定義が広すぎる事。 <p>町内に住所を有さない人や外国人まで含まれているが、町政に参加出来るのは町民の権利のはず、地域住民の意思に反した外国人や特定の政治的イデオロギーを持った団体などの意思が、地方政治に直接介入できる回路を作ってしまう危険性がある。町政の意思決定に地域外住民や団体が影響を及ぼすことは、本来の主権者である町民の権利侵害である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.情報の危機管理上の問題がある事。 <ol style="list-style-type: none"> 4.と同様の理由で、国籍を問わず、また地域住民以外にも情報を公開・共有する事は危機管理上大変問題がある。(少なくとも危険性が否定できない) <p>情報公開については一定の基準を設けるべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6.住民投票について。 <p>住民投票の詳細については別途定める、とありますが町政全体の重要事項を決定するのに経験も少なく未熟で、結果に責任を持ってない未成年者を含めるべきではない。</p> <p>また、町民の定義に国籍条項が明記されていない事から「外国人住民」も対象として想定していると解釈できる。</p> <p>しかし、外国人は何年滞在中であっても、国家に対する忠誠や義務、権利は母国にあり、日本の国益に反する事態が発生する可能性もある。よって、政治参加は憲法上国民固有の権利と定めているのであり、外国人に参政権を認めることは違憲である。(公職選挙の参政権ではないので違憲ではないというのは詭弁。)</p> <p>母国と居住地域、ひいては日本との国益上、安全保障上の対立が生じる可能性もあり、外国人に町制の意思決定権を与えるのは危険がある。教育・文化などは特に重要であり、日本は中国や朝鮮半島から教科書問題や領土に関する干渉を受けており、ここに外国人の意思が介入し、主権にかかわる問題が発生する可能性も否定できない。</p> <p>また、このような「住民投票」の成立が将来「外国人地方参政権」への足掛かりにされる恐れもある。</p> <p>また「住民投票」自体が「直接民主制」の手法であり、この条例に定めるべきではないと思う。</p> <p>以上の理由により、本条例は廃案にする事が相当と考えます。</p> <p>もしどうしても廃案にするのが難しいのであれば、「町民」の定義及び「住民投票の優資格者」は、「町内に住所を有する20歳以上で、日本国籍を有する者」と明記する必要がある。「参画」「協働」という直接民主主義に結び付きやり方は排除すべきだと考えます。以上</p>	

参考

白岡町自治基本条例原案に対するパブリックコメントとして受け付けられなかったもの
 必須要件(住所、氏名、区分、意見)が不備だったもの

N O	手段	ご意見・ご提言の内容	備考
27	メール	<p>町外からですが5の本件事案に利害関係を有する者として意見を述べます。 まず第5章で出てくる協働という言葉ですが元々辞書にも載っていなかったこの言葉に存在の意味はなく、これは意図的に作られた言葉です。 他県でも「協働」という言葉の定義が曖昧でよくわからないものだとする意見が出ています。 それはある意図を持った人たちが作り出した言葉だからです。政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることを市はどう考えているのでしょうか。 市民自治組織、NPOを装った政治団体が地方の政治に介入する可能性が絶対無いと言えるのでしょうか。 またどうやって見分けるつもりなんですか？ NPOはあくまでNPOで一般市民では無い事を認識していますか？ 本来行政サービスとは選挙で選ばれた議員の決定のもと、職員が思想を介入させないで粛々と行うものです。 日本国憲法前文に「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し.....」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られますのでこの方策自体に問題があります。 それから町民の定義と住民投票の条件に国籍条項を追加してください。 外国人や未成年は日本という国のありかた全体を考慮した上で町の政治という大局的視点から町政を考えることができる可能性が低く町政に関する重要事項を決める住民投票制度において投票権を与えるのは不適切だからです。 国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定を設けるのはおかしいです。 住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば済むことです。 白岡町に大勢の外国人が移住してきて、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？ あまりにも無防備すぎるのではないですか？ この条例は実質的な外国人参政権と同じです。 そのことは町民に充分知らせているのでしょうか？ 日本国民は外国人参政権に反対しています。 市民と言うあいまいな言葉でうやむやにしないで下さい。 後に事態に気が付いた市民から苦情が出ないためにも廃案か訂正する事が相当だと考えます。 白岡町の決定が今後全国の自治体に先例として影響を与えることとなります。 このままの条例が可決されると、国民全体の損失となります。 ですから私は全国民が利害関係を有する問題であると考えます。 どうか他県からの意見だと無視されないように願います。</p>	
28	メール	<p>国内の各市町村は、日本という国の一部として不可分であり、相互に深く影響し合っているため、区域外在住ですが利害関係者として意見させていただきます。 【問題点】 1. 条文の2条第1号の「町民」の定義に「国籍条項もなければ未成年でも投票が可能になっている」点 2. 19条第2項住民投票の実施の請求ができる人間に国籍条項の制限がない点 3. 19条第2項住民投票の実施の請求ができる人間の条件を定めた条例がまだ未制定で内容が確定していない点 以上、3点を問題点として意見させていただきます。 失礼致します。</p>	
29	メール	<p>住民投票権を持つ者の資格に「日本国籍を持つ者に限る」規定がないため絶対反対します。地方の政治って報道もあまりないし、詳細でもないし、ほんと地元の住民もよく見えていないと思います。自治労主導による国民の盲点をついたかのような全国展開をととも危惧しています。</p>	
30	メール	<p>外国人に政治行動を許すのは危険です。日本国中で中国資本による水源地の買収や企業買収、商店街の乗っ取り等が起こっています。 白岡町だけの問題ではありません。白岡町が甘い考えでこれを許せば、全国の活動家に口実を与える事になります。</p>	
31	メール	<p>県内、町内の者ではないが、この案件に多大な利害を有する者として意見を書きます。 自治基本条例に断固反対します。 言葉を変えて街づくりなど、協働だの聞こえは良いですが、すべてこれらは違憲です。外国人が市民として委員会に参加したり、NPOを装った政治団体が地方に入り込むなどの危険を許すわけにはいきません。 特に外国人に選挙権を与えることは大変危険です。もしも、国防等国の重大な政策を決める時、外国人が選挙に加わり、選挙結果が日本にとってマイナスに働く可能性は十分に考えられます。たとえ地方の選挙であれ、日本のことは日本人が決めるべきです。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようとも、主権は国民にあるという憲法の大前提を反故にするものなので、絶対に憲法違反です。こんな重大な国家主権問題をを自治体が決めてよいわけがありません。 よって自治基本条例に断固反対します。 私はこちらの土地の者ではありません。しかし、一つの市町村でもこの事案が成立すれば、いずれ私の住む町でも、このような事案が成立することになりかねない。他人事ではありません。そして、昨年9月の尖閣諸島での中国船による海上保安庁の巡視船衝突事件でもわかるように、日本の安全が脅かされています。このような危険な状態であるのに、地方から侵蝕されてしまっはいけないと危機感を抱いている国民としての、大きな安全保障上の利害、権利、義務を有する者として判断していただきます。</p>	
32	メール	<p>この条例は直接民主制を取り入れたものと思われませんが、日本国憲法前文には「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し...」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られます。 また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められています。 そして、法律で定められた直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。 また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることとなります。従って、本条例案第2などに見られるような直接民主的な規定は、法的にも実質的にも認めることはできません。 このような条文が本条例案の中心的なものである事からすると、本条例案は廃案とすることが相当であると考えます。</p>	

(案)

平成 2 3 年 月 日

白岡町長 小 島 卓 様

白岡町自治基本条例策定審議会
会 長 興 淳 明

白岡町自治基本条例原案について (答 申)

平成 2 3 年 2 月 1 6 日 付 け 秘 第 1 7 0 号 で 諮 問 の あ っ た 白 岡 町 自 治 基 本 条 例 原 案 に つ い て 、 当 審 議 会 は 慎 重 に 審 議 を 行 っ た 結 果 、 概 ね 妥 当 と 認 め ら れ る が 、 一 部 の 条 文 に 対 す る 意 見 等 を 下 記 の と お り 付 し 答 申 し ま す 。

記

1 条文ごとの修正案

・ 第 2 条 第 2 号

別添答申案のとおり

なお、それに伴い関連条文についても修正されたい。

別添答申案のとおり

・ 第 5 条

別添答申案のとおり

・ 第 9 条 第 3 項

別添答申案のとおり

・ 第 1 9 条

別添答申案のとおり

なお、原案の内容は概ね妥当と認められるが、一般的な法規的構成を考えた場合、年齢等詳細については別条例に規定すべきとしたものである。

また、今後の地方自治法の改正についても動向を注視し、別条例の検討に生かされたい。

2 全体的な意見等

条文の解説等を作成するにあたっては、可能な限りわかりやすく、誤解を招くことのないように配慮されたい。